

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人 JBN 代表理事 殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」下記 1. から 6. までの記載事項に対して確約し表明いたします。その証として会員申込書の「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」確認欄に を入れますので、入会の承認をお願い致します。

1. 私／当社は、役員、親会社及び小会社並びにそれらの役員を含め、以下の①から⑥までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に運営に実質的に関わらせ又は賃金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他①から⑤までに準ずる者
2. 私／当社は、自ら又は第三者を利用して以下の①から⑤までに該当する行為を将来にわたって行なわないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて JBN の信用を毀損し、又は JBN の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他犯罪行為又は①から④までに準ずる行為
3. 私／当社は、1. の①から⑥までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは 2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は 1. に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なしで除名されても一切異議を申し立てず、又、貴法人に対して賠償ないし補償を求めないことを確約します。
4. 3. により貴法人に損害が生じた場合には、貴法人が受けた損害の一切について 私／当社が賠償の責めを負うものとします。
5. 3. により承認会員の承認を取り消すべき事実が判明した場合、承認取得申込者は、JBN が受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。
6. 私／当社は、私／当社、当社の役員、親会社及び子会社並びにその役員等が 1. の①から⑥までに掲げる者から 2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、貴法人に直ちに報告を行なうとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。

正会員 誓約書

一般社団法人 JBN 代表理事 殿

私／当社は、JBN 会員入会申込にあたり、本誓約書 下記 1. ～ 9. までの記載事項について、確約いたします。その証として会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に を入れますので、入会の承認をお願い致します。

※解説：

JBN の正会員かつ（登録）住宅リフォーム事業者構成員として、JBN が定める順守事項を正会員様にご誓約いただくことを確認するためのものです。下記の各項目は、国交省の住宅リフォーム事業者団体登録規程（国土交通省告示第 877 号）等にもとづいて JBN の会員規約第 12 条で規定しているものを、簡略化して示しています。項目のすべてを確認の上、会員申込書の「正会員 誓約書」確認欄に を入れてください。

1. 工事契約について、注文者へ書面を交付すること
2. 請負契約締結時に、内訳を明らかにして、見積書を交付すること
3. 事実と異なる表示・説明、優良誤認表示・説明をしないこと
4. 500 万円（共同住宅の共用部分工事では当該住戸数×100 万円または 1 億円のいずれか低い金額）以上の工事に、リフォーム瑕疵保険を付けること（発注者が文書を持って不要との意思表示をした場合を除く）〔工事金額は税抜き〕
5. 請負契約の概要、保険契約締結等の重要事項を説明すること
6. 会員の状況（許可や資格、工事实績、リフォームかし保険の利活用状況、苦情処理等）を把握するため必要な調査に協力すること
7. 協会の定める義務講習を期限内に受講して専門知識の習得と技術・技能の向上に努め、苦情処理体制を整備・確立するなどして、住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること
8. 届出た会員情報を JBN が消費者に対して開示することを承諾し、住宅リフォーム事業の営業活動において、当協会が事業会員として公表していないにもかかわらず事業会員であると表示又は説明をしないこと
9. 上記 1～8 に違反した場合には、当協会による指導、助言、勧告、調査等に協力し、是正されない場合は権利停止や除名などの処分に応じること